

福祉対象者に各種手当
給付、福祉医療助成の
事業を行うことによ
り、経済的基盤を安定
させる

<p>手当等実受給者数 医療費助成等受給資格者数</p>		<p>児童手当・児童扶養手当等の各種手当の給付及び乳幼児医療費助成等の各種医療費助成を行うことにより、子育て、障害者、高齢者を支援し、福祉対象者の経済的負担を軽減して福祉の増進を図ります。</p>	<p>児童手当の支給</p>	<p>児童手当法に基づき、6歳到達後最初の3月までの間にある児童を養育している方で、前年の所得が一定額以下の人に支給します。また、平成16年度より9歳到達後最初の3月までへと3歳拡大されます。</p>	<p>保健福祉課</p>
平成14年度値	<p>18,885人 55,295人</p>		<p>児童扶養手当の支給</p>	<p>児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により父と生計をともにしていない母子家庭等の18歳到達後最初の3月までの児童の母または養育者で、前年の所得が一定額以下の人に、所得に応じて支給します。</p>	
平成15年度見込み値	<p>19,440人 54,589人</p>		<p>不妊治療医療費助成事業</p>	<p>不妊治療を行っている夫婦で、住民登録(外国人登録)があり、医療保険加入者に1年間10万円を限度に治療費の自己負担額の1/2を助成します。(申請は年1回で2回まで)</p>	
平成18年度目標値	<p>28,055人 46,630人</p>		<p>乳幼児医療費助成事業</p>	<p>4歳に満たない者で、扶養義務者の前年の所得が規則で定める額を超えず、医療保険加入者に対し、医療費を助成します。または、就学前の者で、扶養義務者の前年の所得が規則で定める額を超えず、医療保険加入者に対し、入院医療費を助成します。</p>	
			<p>心身障害者医療費助成事業</p>	<p>身体障害者手帳1・2・3級またはIQ70以下の心身障害者で、本人、本人の配偶者または扶養義務者の前年の所得が規則で定める額を超えず、医療保険加入者に対し、医療費を助成します。</p>	
		<p>一人親家庭等医療費助成事業</p>	<p>18歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親、父子家庭の父親と18歳未満の子ども、父母のない児童で、本人または扶養義務者の前年の所得が規則で定める額を超えず、医療保険加入者に対し医療費を助成します。</p>		
		<p>老人保健医療事業</p>	<p>75歳以上の者、昭和7年9月30日以前に生れた者、65歳以上で一定の障害のある者で医療保険加入者に対して老人保健の医療等を実施します。</p>		